

クレーム安心保証規約

本保証書表面記載の契約者(以下「甲」という)と、株式会社ビッグモーター(以下「乙」という)は、乙が、甲から買取した車両(以下「買取車両」という)の不具合による甲の損害賠償責任に関する免責保証制度(以下「本保証」という)について、次の事項を確認する。

第1条(本保証の内容)

乙は、甲を売主とする買取車両にかかる中古車売買契約(以下「売買契約」という)を締結し、甲が乙に対し、買取車両を引き渡した後に、買取車両に性能上または構造上の不具合が判明し、これによって乙が被った損害につき、甲に対し、売買契約書第7条第1項第5号、同第6号に基づく損害賠償請求(以下、乙の甲に対する損害賠償請求にかかる権利を「損害金請求権」という。)が可能な場合(ただし、売買契約が解除された場合は含まない。)であっても、当該不具合部位等が別表1.に掲げる部位等に該当し、第2条に定める保証期間内に取得した損害金請求権である場合、当該損害金請求権を放棄する。

第2条(保証期間)

本保証の保証期間は、甲と乙が本保証契約を締結した日から10ヶ月間とする。

第3条(保証限度額)

免責保証限度額は、保証期間を遡算して金100万円とする。

第4条(保証適用除外項目)

本保証契約締結後、次の各号のいずれかに該当した場合、乙は甲に対し本保証を行わない。

- ①買取車両に性能上または構造上の不具合が判明し、これにより乙に損害が発生し、乙が甲に対する損害金請求権を有した場合であっても、その不具合部位等が別表1.に掲げる部位等に該当しない場合
- ②甲に、第5条に定める告知義務に違反があった場合

第5条(告知義務)

乙は、甲が本保証契約締結の際、売買契約書に記載の事項について、甲の故意または重大な過失によって事実を告げず、または不実のことを告げたことが判明した場合、甲に対し書面で通知することにより、乙がその事実を知った日をもって本保証契約を解除することができる。

第6条(保証料の返還)

前条の規定により乙が本保証契約を解除したときは、乙はすでに徴収済みの保証料を返還しない。

第7条(保証契約の締結)

1. 甲と乙は、本保証に申し込む旨、その他必要事項を記入した売買契約書を締結すると同時に、甲が乙の定める保証料を支払うことで、本保証契約を締結するものとする。
2. 甲は、売買契約締結時に限り、本保証契約の申し込みができるものとする。

第8条(保証料の額と支払方法)

甲は、前条に定める本保証契約の申込をしたときは、乙に対し、同契約締結と同時に、別表2.に掲げる保証料を現金により支払う。ただし、乙は、売買契約代金債務と同保証料債権を対当額で相殺することができるものとし、この場合は、甲は、相殺後の残額を現金により支払うこととする。

別表1.

機構等分類	部位等
エンジン機構	ロッカーカバー、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、IN・EXバルブ機構、シリンダプロック、タイミングベルト、シリンダヘッドガスケット、スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエーター、インタークーラー、スターターモーター、オルタネーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、グローブボックス、駆動コンバーター、エキゾーストパイプ、マフラー、エキゾーストマニホールド、エンジンマウント、サモスタット、プーリー、ファンカプリング、オイルプレッシャースイッチ、ターボチャージャー、スーパージャージャー、O2センサー、クランク角センサー、エアフロメーター、エアレギュレーター、水温センサー、水温センサー、スロットルセンサー、パキユームセンサー、ノックセンサー、吸気圧センサー、排気温度センサー、AACバルブ(ISCV/RACV)、デイストリビューター、ダイレクトイグニッションコイル、プラグコード、(ハイテンションコイル)、イグナイター、エンジンコンピュータ(ECU)、フューエルタンク、フューエルゲージ、スロットルワイヤー、スロットルモーター、タイミングチェーン、テンションナー、フロントカバ、EGRバルブ、バルブタイミングコントロール機能、リレー、フライホイール、フューエルプレッシャーレギュレーター、カムシャフト、アクセルペダル、オイルパン、シール
動力伝達機構	MT ミッション、AT ミッション、CVT ミッション、トルクコンバーター、プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフトブーツ、ドライブシャフト、トランスアプア、ディフレンシャル、トランスアックスル、クラッチオペレーター、クラッチシンダー、クラッチディスク、マスターシリンダー、クラッチレリーフ、クラッチレリーズベアリング、クラッチワイヤー、シフトケーブ、ミッションマウント、リレー、ソレノイドバルブ、車連センサー、インヒビタースイッチ、シフトレバー、オイルクーラー、コントロールバルブ、リバーズスイッチ、クラッチスイッチ、ニュートラルスイッチ、ドロップイングレジスター、AT/CVTコントロールユニット、旋回補助機構、シール
ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、ホイールシリンダー、ホイールシリンダーインナーキー、ABSコントロールユニット、ABS モジュレーター、ユニット、ディスクキャリパー、プロポーションニングバルブ、パーキングブレーキワイヤー、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストッパンブスイッチ
ステアリング機構	ステアリングホイール、ステアリングコラム、ステアリングコラムシャフト、ステアリングギヤボックス、タイロッドエンド、ラックエンド、パワーステアリングポンプ、操舵補助機構、舵角センサー、パワーステアリングコントロールユニット、ステアリングラックブーツ、ブッシュ、電動ステアリングモーター、電動ステアリングギヤボックス、電動ステアリングコラム
前後アックスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションプリング、サスペンションアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アックスルシャフト、ハブ、ハウジング、電子制御サスペンション機構、アッパーベアリング、ハブベアリング、アッパーリンク、ロアリンク、ラテラルリンク、ハブシール、ブッシュ類
乗員保護機構	シートベルト、シートベルトバックル、エアバックコントロールユニット、エアバックセンサー、スバイラルケーブ、エアバックモジュール
ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアックスル、スタータージェネレーター、インバーター、コントロールECU、パッチリーECU、冷却装置、駆動用モーター、コンバーター、モーター駆動用蓄電池
その他不具合事象等	メーター改ざん・交換・走行距離不明、水害歴

※車以外の重機建機関連は保証対象外とする。

別表2. クレーム安心保証料金表

対象	料金
軽自動車	1万円
普通車(買取金額100万円未満)	1万円
普通車(買取金額100万円以上)	2万円
普通車(商用トラック・ダンプ・ユニック系)	3万円
輸入車	3万円

以上

第9条(契約内容の変更)

甲は、保証書を受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには、乙に遅滞なく届けなければならぬ。

第10条(保証契約の解除)

(1)甲は、保証期間中、乙に対し書面で通知することにより、本保証契約を解約する事ができる。
(2)乙は、甲が本保証契約を解約した場合であっても、保証料は返還しない。

第11条(保証契約の取消)

本保証契約締結後であっても、売買契約が解除された場合は、乙は本保証契約を取り消すこととする。この場合において、乙が既に甲から保証料を徴収済みの場合は、乙は甲に対し保証料の全額を返還する。

第12条(保証契約の終了)

第2条の保証期間にかかわらず、保証期間の満了日までに発生した損害金請求権の額が遡算して第3条に掲げる保証限度額に達した時、本保証契約は終了する。

第13条(保証対応完了通知)

買取車両に性能上または構造上の不具合が判明し、これにより乙に損害が発生し、乙が甲に対する損害金請求権を有した場合で、当該不具合部位等が別表1.に掲げる部位等に該当し、実際に保証対応を行ったとき、乙は甲に保証対応を行った旨を書面で通知する。

第14条(個人情報情報の取扱)

氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、または本保証契約の交渉もしくは履行の過程において知りえた甲に関する個人情報取扱については、売買契約書第10条の規定に従うものとする。